

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|---|---|---|--|
| | 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 | |
| 2 | 第 2 節 用語の定義 1～16 (略) <u>(追加)</u> | 第 2 節 用語の定義 1～16 (略) <u>17 浸水被害軽減地区</u> 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地 (その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。) の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう (水防法第 15 条の 6)。 <u>18 磐田市災害対策本部</u> (略) | ○水防法の改正 (第 15 条の 6) に伴う用語の追加 |
| 3 | <u>17 磐田市災害対策本部</u> (略) 第 3 節 水防の責任等 1 指定水防管理団体の責任 (1)～(8) (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(9)</u> 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供 <u>(10)</u> 水防計画の作成、変更及び公表 <u>(11)</u> 水防訓練の実施 <u>(追加)</u> <u>(12)</u> 水防時における適正な水防活動の実施 ア (略) <u>(追加)</u> <u>イ</u> 警戒区域の設定 <u>ウ</u> 警察署長に対する警察官の出動要請 <u>エ</u> 他の水防管理団体への応援要請 <u>オ</u> 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置 <u>カ</u> 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使 <u>キ</u> 避難のための立退きの指示 <u>ク</u> 自衛隊の出動要請の要求 | 第 3 節 水防の責任等 1 指定水防管理団体の責任 (1)～(8) (略) <u>(9)</u> 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表 <u>(10)</u> 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告 <u>(11)</u> 予想される水災の危険の周知 <u>(12)</u> 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供 <u>(13)</u> 水防計画の作成、変更及び公表 <u>(14)</u> 水防訓練の実施 <u>(15)</u> 水防従事者に対する災害補償 <u>(16)</u> 水防時における適正な水防活動の実施 ア (略) <u>イ</u> 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償 <u>ウ</u> 警戒区域の設定 <u>エ</u> 警察署長に対する警察官の出動要請 <u>オ</u> 他の水防管理団体への応援要請 <u>カ</u> 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置 <u>キ</u> 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償 <u>ク</u> 避難のための立退きの指示 <u>ケ</u> 自衛隊の出動要請の要求 | ○避難確保計画未作成の関係者に対する指示及び公表の追加 (水防法第 15 条第 3 項及び第 4 項) ○水防法の改正 (第 15 条の 6 から第 15 条の 8 まで) に伴う修正 ○水防法の改正 (水防法第 15 条の 11) ○指定水防管理団体の責任を整理し、県水防計画書との整合を図る。以下同じ。 |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|---|--|--|--|
| 4 | <p><u>ケ</u> 水防に要する費用の負担</p> <p><u>コ</u> 水防てん末報告書の提出</p> <p>2 県の責任</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(12)</u> 水防信号の制定</p> <p><u>(13)</u> 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示</p> <p><u>(14)</u> 水防警報の通知</p> <p><u>(15)</u> 必要と認める区域の居住者に対する立退きの指示</p> <p><u>(16)</u> 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示</p> <p><u>(17)</u> 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定</p> <p><u>(18)</u> 水防団員の定員の基準の制定</p> <p><u>(19)</u> 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言</p> <p><u>(20)</u> 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言</p> <p><u>(21)</u> 水防管理団体の負担する費用補助</p> <p><u>(22)</u> 水防に関する必要な報告</p> <p>3 (略)</p> <p>4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任</p> <p>(1)～(5) (略)</p> | <p><u>ク</u> 水防に要する費用の負担</p> <p><u>カ</u> 水防てん末報告書の提出</p> <p>2 県の責任</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置</u></p> <p><u>(13)</u> 水防信号の制定</p> <p><u>(14)</u> 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示</p> <p><u>(15)</u> 水防警報の通知</p> <p><u>(16)</u> 必要と認める区域の居住者に対する立退きの指示</p> <p><u>(17)</u> 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示</p> <p><u>(18)</u> 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定</p> <p><u>(19)</u> 水防団員の定員の基準の制定</p> <p><u>(20)</u> 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言</p> <p><u>(21)</u> 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言</p> <p><u>(22)</u> 水防管理団体の負担する費用補助</p> <p><u>(23)</u> 水防に関する必要な報告</p> <p>3 (略)</p> <p>4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任</p> <p>(1)～(5) (略)</p> | <p>○水防法の改正（第 15 条の 10）に伴う修正</p> |
| 5 | <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6)</u> 水防警報の発表及び通知</p> <p><u>(7)</u> 重要河川における都道府県知事等に対する指示</p> <p><u>(8)</u> 特定緊急水防活動</p> <p><u>(9)</u> 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言</p> <p><u>(10)</u> 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5 ダム管理者の責任</p> <p>(略)</p> <p>6 放送局、西日本電信電話株式会社その他報道機関の責任</p> <p>(略)</p> | <p><u>(6) 大規模氾濫減災協議会の設置</u></p> <p><u>(7)</u> 水防警報の発表及び通知</p> <p><u>(8)</u> 重要河川における都道府県知事等に対する指示</p> <p><u>(9)</u> 特定緊急水防活動</p> <p><u>(10)</u> 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言</p> <p><u>(11)</u> 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言</p> <p>5 河川管理者の責任</p> <p><u>水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言</u></p> <p>6 ダム管理者の責任</p> <p>(略)</p> <p>7 放送局、西日本電信電話株式会社その他報道機関の責任</p> <p>(略)</p> | <p>○水防法の改正（第 15 条の 9）に伴う修正</p> <p>○水防法の改正（第 15 条の 12）に伴う修正</p> |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|----|---|---|--|
| 23 | <p><u>7 一般住民の義務</u> (1)・(2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>第9章 水防活動</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p><u>8 一般住民の義務</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>9 水防協力団体の義務</u> <u>(1) 決壊の通報</u> <u>(2) 決壊後の処置</u> <u>(3) 水防訓練の実施</u> <u>(4) 津波避難訓練への参加</u> <u>(5) 業務の実施等</u></p> <p>第9章 水防活動</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>第5節 緊急通行</u> <u>1 緊急通行</u> <u>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。</u> <u>2 損失補償</u> <u>市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p> | <p>○水防法第 36 条に定める水防協力団体の業務を追加し、県水防計画書との整合を図る。</p> <p>○水防法の改正（第 19 条／緊急通行、第 28 条／公用負担）に伴う追加</p> |
| 24 | <p><u>第5節</u> 水防信号及び水防標識 (略)</p> <p><u>第6節</u> 水防配備の解除 (略)</p> | <p><u>第6節</u> 水防信号及び水防標識 (略)</p> <p><u>第7節</u> 水防配備の解除 (略)</p> | |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|----|--|--|---|
| 25 | <p style="text-align: center;">第 10 章 避 難</p> <p>第 1 節 避難の勧告、指示</p> <p>1 避難の勧告、指示</p> <p><u>本部長（市長）は、河川の氾濫、津波等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や避難の勧告又は指示をするものとする。特に、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、別に定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>本部長（市長）のほか警察官、海上保安官、知事、水防管理者、自衛官も災害対策基本法、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、水防法、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。</u></p> <p><u>なお、市長以外の指示権者、根拠規定は、資料 1001-1<市長以外の指示権者、根拠規定等>のとおりである。</u></p> <p><u>また、避難の勧告又は指示をする場合を例示すれば、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>河川が氾濫注意水位（警戒水位）又は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき</u></p> <p>(2) <u>河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき</u></p> <p>(3) <u>豪雨、台風、高潮、津波等災害に関する警報又は通報があり避難を要すると判断されるとき</u></p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示等の伝達</p> <p><u>本部長（市長）は、危険地域の自主防災会、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、広報車（消防団車両を含む。）等により次の事項を周知徹底するものとする。その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努めるものとする。なお、市長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示の主旨</u></p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示が出された地域名</u></p> <p>(3) <u>避難所（所在地、名称、受入可能人員）</u></p> | <p style="text-align: center;">第 10 章 避 難</p> <p>第 1 節 避難の勧告、指示</p> <p>1 避難の勧告、指示</p> <p><u>洪水、津波等により著しい危険が切迫していると認めるときは、水防法第 29 条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する際の判断基準、伝達方法、避難場所等は、資料 1001-1<避難勧告等の判断・伝達マニュアル>のとおりとする。</u></p> <p>2 関係者への通知等</p> <p><u>水防管理者が、立退き又はその準備を指示するときは、磐田警察署長へ通知するとともに、静岡県西部地域局長及び袋井土木事務所長へその旨を報告しなければならない。</u></p> | <p>○第 1 節は、地域防災計画（一般災害対策編）第 3 章・第 7 節「避難救出計画」と同様に、被災後の避難生活についても記載していたが、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考にして、水防法第 29 条に規定された避難のための立退きに関する記述にとどめ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の活用を図るよう整理する。</p> |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|----|---|-------|------|
| 26 | <p>(4) <u>避難経路及び誘導方法</u></p> <p>3 避難誘導 <u>避難にあたっては、自主防災会等の避難誘導のもとに、子供、高齢者、病人等の保護を優先するなど、要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、消防団員を配置するほか警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。</u></p> <p>4 安否確認 <u>安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 要配慮者の避難支援 <u>市は、資料 1001-2<磐田市要配慮者避難支援計画>に基づき、支援に努めるものとする。</u></p> <p>6 避難所の開設 <u>市の指定する避難所は、資料 1001-3<市指定避難所一覧表>のとおりであり、避難所開設班（市職員）を編成し、災害の状況に応じて開設するものとする。また、市民からの自主避難の申し出があった場合で、開設の必要があると認められる場合は、避難所を開設するものとする。なお、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に収容しきれなくなった場合には、交流センター（避難所として指定している施設を除く。）、市立の幼稚園、保育園及び認定こども園を避難所の補助施設として利用するものとする。</u> <u>また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>7 福祉避難所</p> <p>(1) <u>市は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料 1001-4<福祉避難所一覧表>のとおりである。</u></p> <p>(2) <u>市は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u></p> <p>(3) <u>市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運</u></p> | | |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|---|---|-------|------|
| | <p><u>営マニュアル (県モデル)」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u></p> <p>8 2 次的避難所</p> <p><u>(1) 2 次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として7日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</u></p> <p><u>(2) 市及び県は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>(3) 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p> <p>9 避難所の安全管理</p> <p><u>市は、次の事項について、避難所の安全管理を図るものとする。</u></p> <p><u>(1) 避難所内の混乱を防止し、安全、かつ、適切な管理を図るため、避難所に職員を配置する。</u></p> <p><u>(2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。</u></p> <p><u>(3) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。</u></p> <p><u>(5) 河川の氾濫の状況、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。</u></p> <p><u>(6) 避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。</u></p> | | |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|----|--|---|---|
| 27 | <p>(7) <u>給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切、迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努める。</u></p> <p>(8) <u>避難所での避難生活の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</u></p> <p>(9) <u>保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。</u></p> <p>(10) <u>避難所でのペット対策</u></p> <p>ア <u>市は、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。</u></p> <p>イ <u>ペットの飼い主は、次の事項を実施する。</u></p> <p>(ア) <u>ペットフード、処方薬（療法食含む。）、トイレシート等必要な物資の備蓄（少なくとも5日分）を行う。</u></p> <p>(イ) <u>避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。</u></p> <p>(ウ) <u>避難先での動物由来感染症の発生防止のため、ペットへのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。</u></p> <p>10 知事等への報告</p> <p><u>本部長（市長）は、避難の勧告又は指示をした場合及び避難所を開設した場合には、勧告又は指示の別、発令者、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録するとともに、直ちに、静岡県西部危機管理局长、磐田警察署長及び袋井水防区長（袋井土木事務所長）に報告する。</u></p> <p>第2節 警戒区域の設定</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p><u>洪水又は高潮等により著しい危険が切迫している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。</u></p> <p>2 警察官、海上保安官、自衛官の代行</p> <p><u>警察官、海上保安官又は自衛官は災害対策基本法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察</u></p> | <p>第2節 警戒区域の設定</p> <p><u>水上上緊急に必要な場合においては、水防法第 2 1 条の規定に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。</u></p> <p><u>また、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</u></p> | <p>○第2節は、災害対策基本法第 63 条を根拠とする記述としていたが、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考にして、水防法第 21 条に規定された警戒区域の設定に関する記述に整理する。</p> |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|----|---|--|--------------------------------|
| 36 | <p><u>官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。</u></p> <p>3 知事による代行 <u>知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 17 章 その他</p> <p>第 1 節・第 2 節 （略）</p> | <p style="text-align: center;">第 18 章 その他</p> <p>第 1 節・第 2 節 （略）</p> | ○章番号の繰り下げ |
| 37 | <p>第 3 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 磐田市防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、磐田市地域防災計画において、<u> </u>当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法 (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項 (4) 洪水浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）<u>であって、</u>その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> | <p>第 17 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第 1 節 洪水対応</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 磐田市防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、磐田市地域防災計画において、<u>少なくとも</u>当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法 (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項 (4) 洪水浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）<u>）で</u>その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> | ○節から章に引き上げ ○字句の修正（以下同じ） |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|---|---|--|--|
| | <p>(5) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 なお、天竜川及び太田川の洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設は、資料 1703-1＜浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表＞のとおりである。</p> <p>3 住民等への周知 市長は、地域防災計画において定められた前記 2 に掲げる事項について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（ ）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 水防法第 15 条第 1 項の規定により磐田市地域防災計画に 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。 市は、磐田市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛消防組織が置かれたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> | <p>(5) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 なお、天竜川及び太田川の洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設は、資料 1701-1＜浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表＞のとおりである。</p> <p>3 住民等への周知 市長は、地域防災計画において定められた前記 2 に掲げる事項について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第 8 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第55条に規定する事項を含む。</u>）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 予想される水災の危険の周知等 <u>市長は、洪水予報河川又は水位周知河川を除く河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知するものとする。</u></p> <p>5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 水防法第 15 条第 1 項の規定により磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、又は変更したときは、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。 市は、磐田市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛消防組織が置かれたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> | <p>○水防法第 15 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定を追記</p> <p>○水防法の改正（第 15 条の 11）に伴う追加</p> <p>○字句の修正（以下同じ）</p> |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|--|------|--------------|----------------|-----|----------|---|-----|---|---|-----|-----|-----|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|
| | (追加) | <p>第 2 節 津波対応</p> <p>1 津波災害警戒区域の指定</p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、国土交通大臣が定める津波防災地域づくりに関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示するとともに、関係市町長に公示された事項を記載した図書を送付する。</u></p> <p><u>なお、津波災害警戒区域の指定状況は、下表のとおりである。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(平成 30 年 4 月 1 日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1010 619 1834 954"> <thead> <tr> <th>水防区名</th> <th>津波災害警戒区域指定市町</th> <th>津波災害特別警戒区域指定市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下 田</td> <td>東伊豆町・河津町</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>熱 海</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>沼 津</td> <td>伊豆市</td> <td>伊豆市</td> </tr> <tr> <td>富 土</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>静 岡</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>島 田</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>袋 井</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>浜 松</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波浸水想定</p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表している。</u></p> <p>3 津波災害警戒区域の指定を受けたときの措置</p> <p><u>市の地域において津波災害警戒区域の指定を受けたときは、次に掲げる事項を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 地域防災計画に定める事項</p> <p><u>市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並び</u></p> | 水防区名 | 津波災害警戒区域指定市町 | 津波災害特別警戒区域指定市町 | 下 田 | 東伊豆町・河津町 | ＝ | 熱 海 | ＝ | ＝ | 沼 津 | 伊豆市 | 伊豆市 | 富 土 | ＝ | ＝ | 静 岡 | ＝ | ＝ | 島 田 | ＝ | ＝ | 袋 井 | ＝ | ＝ | 浜 松 | ＝ | ＝ | <p>○津波防災地域づくりに関する法律第 53 条の津波災害警戒区域に関する記述を追加し、県水防計画書との整合を図る。</p> |
| 水防区名 | 津波災害警戒区域指定市町 | 津波災害特別警戒区域指定市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下 田 | 東伊豆町・河津町 | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熱 海 | ＝ | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沼 津 | 伊豆市 | 伊豆市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 富 土 | ＝ | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静 岡 | ＝ | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 島 田 | ＝ | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 袋 井 | ＝ | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜 松 | ＝ | ＝ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

| 頁 | 現 行 | 修 正 案 | 修正要旨 |
|---|-----|--|------|
| | | <p><u>に予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 津波災害警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住民等に対する周知</u></p> <p><u>市長は、地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(3) <u>避難促進施設に係る避難確保計画の作成等</u></p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。</u></p> | |